○財務省告示第四百八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年十月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十月十九日

財務大臣　谷垣　禎一

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第二百七十三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三　振替法の適用等　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行

五　発行額　額面金額で二百五十億円

うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で十四億九千六百八十五万円、平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発

行する利付国債については、額面金額で五十四億八千八百四十五万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で百八十億千四百七十万円

六　払込金額　二百五十億五千二百五十万円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成十七年十月二十日

十　募集の価格　額面金額百円につき百円二十一銭

十一　利率　年一・五パーセント

十二　経過利子の払込み

(一)　日本郵政公社総裁は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{30}{365}$$

(二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額

に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十三　初期利子　平成十八年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成二十七年九月二十日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　募集期間　平成十七年十月六日から平成十七年十月十四日まで

十九　払込期日　平成十七年十月二十日